

医療費助成制度

市では、福祉の増進を図るため、下記のかたを対象に保険診療にかかる医療費助成を行っています。対象者や助成方法など詳細は、ホームページ(右記二次元コード)をご覧ください。



申請・問い合わせ先 / 市役所保険医療課福祉医療係 ☎76-8152

子ども医療

- 0～18歳に達する年度末までのかた^{*1}

障害者医療

- 身体障害者手帳1～3級のかた
- 身体障害者手帳4級で腎臓機能障害のかた
- 身体障害者手帳4～6級で進行性筋萎縮症のかた
- 療育手帳AまたはB判定のかた
- 自閉症状群と診断されたかた
- 精神障害者保健福祉手帳1級または2級のかたで自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちのかた
- 精神障害者保健福祉手帳1級または2級のかた^{*2}

母子・父子家庭医療(所得制限あり)

- 18歳に達する年度末までの児童を扶養している配偶者のいない保護者(配偶者が重度心身障がい者の場合を含む)とその児童
- 父母のいない18歳に達する年度末までの児童

精神障害者医療

- 自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちのかた^{*3}
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する疾患で、入院療養を受けているかた^{*4}

指定難病患者等医療

- 特定医療費受給者証(指定難病)または特定疾患医療給付事業受給者票をお持ちのかた^{*2}

未熟児養育医療

- 医師が入院養育を必要と認めた1歳未満の乳児(退院後の申請は受け付け不可)

後期高齢者福祉医療

65歳以上75歳未満のかた

- 身体障害者手帳1～3級のかた
- 療育手帳A判定のかた
- 精神障害者保健福祉手帳1級または2級のかた

75歳以上のかた

- 障害者医療、母子・父子家庭医療、精神障害者医療および指定難病患者等医療と同等の資格を有するかた(精神障害者保健福祉手帳1級または2級のかたは通院も助成対象)
- 要介護3～5の認定を受けている市民税非課税世帯または要保護世帯のかたで、一定の要件を満たすかた など

※1 高校生世代のかたは令和4年10月1日から入通院にかかる医療費を助成(令和3年4月1日～4年9月30日の入院費は申請により助成)

※2 入院費のみ助成

※3 当該疾患にかかる通院費のみ助成

※4 当該疾患にかかる入院費の2分の1のみ助成

医療費助成制度は皆さんが納めた税金で成り立っています。適正受診を心掛け、入院などの医療費が高額となる場合は、「限度額適用認定証」を取得してください。

